

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社トラストファミリー（以下「甲」という。）と従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」に定める「職業安定業務統計（小分類）」（厚生労働省）を参考とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地が福岡県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「福岡県」を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給に上乗せで支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第3章に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費は0円とし、支給しないものとする。

- ・ 公共交通機関または交通用具を一切使用しない者
- ・ 交通用具を使用する者で片道2キロメートル未満の通勤距離の者
- ・ 自転車を使用する者

- (1) 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。
- (2) 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との直線距離に対して、1ℓあたり140円の燃料費見込み額とする。1ℓあたりの走行距離は普通自動車10km軽自動車17kmバイク27kmとする。直線距離の測定には、原則としてGoogle マップ(<https://www.google.co.jp/maps/>)を使用するものとする。
- (3) 通勤手当は、月額12,480円、又は所定内労働時間1時間当たり71円を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

- ② 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年、定年）の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した2020年4月以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、年1回の勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別紙評価票を準用する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等となる。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援に関する計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年3月31日

甲 代表取締役 市川 浩次 印



乙 従業員代表



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03401 一般事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1122	1277	1367	1400	1499	1601	1990
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1172	1334	1428	1462	1565	1672	2078

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03403 受付・案内事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1157	1317	1409	1444	1546	1651	2053
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1208	1375	1471	1508	1615	1724	2144

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	04514 他の商品販売店員	通達に定める職業安定業務統計調査	1228	1397	1496	1533	1641	1752	2178
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1283	1459	1562	1601	1714	1830	2274

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	05603 ウエ이터・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配せん人	通達に定める職業安定業務統計調査	1306	1486	1591	1630	1745	1864	2317
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1364	1552	1662	1702	1822	1947	2419

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	05699 その他の接客・給仕の職業	通達に定める職業安定業務統計調査	1241	1412	1512	1549	1658	1771	2202
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1296	1475	1579	1618	1731	1849	2299

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	06708 金属溶接・溶断設備オペレーター	通達に定める職業安定業務統計調査	1197	1362	1458	1494	1599	1708	2123
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1250	1422	1523	1560	1670	1784	2217

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07107 金属プレス工	通達に定める職業安定業務統計調査	1154	1313	1406	1440	1542	1647	2047
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1205	1371	1468	1504	1610	1720	2138

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07301 化学製品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1158	1318	1410	1445	1547	1652	2054
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1209	1376	1473	1509	1616	1725	2145

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07308 プラスチック製品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1157	1317	1409	1444	1546	1651	2053
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1208	1375	1471	1508	1615	1724	2144

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07806 ゴム・プラスチック製品検査工	通達に定める職業安定業務統計調査	1089	1239	1326	1359	1455	1554	1932

2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1137	1294	1385	1419	1520	1623	2018
---	------	--------------------	------	------	------	------	------	------	------

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	通達に定める職業安定業務統計調査	1141	1298	1390	1424	1524	1628	2024
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1192	1356	1452	1487	1592	1700	2114

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07903 自動車検査工	通達に定める職業安定業務統計調査	1171	1333	1426	1461	1564	1671	2077
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1223	1392	1489	1526	1633	1745	2169

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	08004 製図工（建物・土木施設）	通達に定める職業安定業務統計調査	1297	1476	1580	1619	1733	1851	2301
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1355	1541	1650	1691	1810	1933	2403

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	08202 ルート配送員	通達に定める職業安定業務統計調査	1268	1443	1544	1582	1694	1809	2249
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1324	1507	1612	1652	1769	1889	2348

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年

1	08804 フォークリフト運転作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1228	1397	1496	1533	1641	1752	2178
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1283	1459	1562	1601	1714	1830	2274

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09503 倉庫作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1205	1371	1468	1504	1610	1720	2138
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1259	1432	1533	1571	1681	1796	2233

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09601 ビル・建物清掃員	通達に定める職業安定業務統計調査	1138	1295	1386	1420	1520	1624	2019
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1189	1352	1447	1483	1587	1696	2108

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09701 製品包装作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1099	1251	1339	1372	1468	1568	1950
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1148	1307	1398	1433	1533	1637	2036

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09802 ピッキング作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1175	1337	1431	1466	1570	1677	2084
2	地域調整	愛知県（令和8年度）104.4	1227	1396	1494	1531	1640	1751	2176

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年

1	09902 小売店 品出し・陳列・ 補充作業員	通達に定める職業安 定業務統計調査	1172	1334	1427	1463	1566	1672	2079
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104.4	1224	1393	1490	1528	1635	1746	2171

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	09904 用務員	通達に定める職業安 定業務統計調査	1095	1246	1334	1367	1463	1563	1943
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104.4	1144	1301	1393	1428	1528	1632	2029

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

03401 一般事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,550	1,550	≥	1,544	1 0 年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,350	1,350		1,350	3 年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,082	0 年

03403 受付・案内事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600	≥	1,592	1 0 年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,393	3 年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,116	0 年

04302 データ入力事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650	$\geq$	1,605	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,403	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,125	0年

05508 調理補助者、調理人見習

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700		1,676	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500		1,466	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,175	0年

07201 パン・菓子製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600		1,588	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,389	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,113	0年

07204 保存食品・冷凍加工食品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,550	1,550		1,522	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,350	1,350		1,331	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,067	0年

07205 弁当・惣菜類製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,550	1,550		1,522	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,350	1,350		1,331	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,067	0年

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650	≥	1,618	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,416	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,134	0年

07304 木製品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600		1,570	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,373	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,100	0年

08804 フォークリフト運転作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700		1,689	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500		1,478	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,184	0年

09503 倉庫作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700		1,659	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,450	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,162	0年

09504 梱包作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700		1,659	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,450	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,162	0年

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600	$\geq$	1,574	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,377	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,103	0年

09801 選別作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650		1,644	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,438	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,152	0年

09802 ピッキング作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650		1,617	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450		1,414	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150		1,133	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（資料出所）「令和 6 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（64.2%）を乗じた数値

別表 4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

別表 3（再掲）

Ⅳ

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。